

監視指導体制強化事業

1 事業の概要

(1) 産業廃棄物監視指導員の設置

産業廃棄物の不法投棄等に対するパトロールによる未然防止と、発見した際の迅速な対応のため、産業廃棄物監視指導員を県下の3県民局及び6地域事務所に配置

(2) 不法投棄監視カメラシステムの活用

24時間体制で不法投棄等を監視するためのカメラを導入し、各県民局及び地域事務所において活用した。

(3) 夜間・休日の不法投棄等監視業務の民間委託

夜間・休日の不法投棄等の監視を民間警備会社へ委託実施し、監視機動力を強化した。

(4) 不法投棄等発見通報協定の締結

不法投棄等に対する監視の目を増やすため、JA、森林組合、石油商業組合、トラック協会等と発見通報協定を締結している。

(5) 不法投棄110番の設置

不法投棄等を発見した場合の通報窓口として、循環型社会推進課内にフリーアクセスの不法投棄110番を設置し、通報を受け付けた。

(6) 上空監視

陸上からの監視では発見が困難な山中、島嶼部での不法投棄等を航空機により上空から監視した。

(7) 産業廃棄物運搬車両の路上検査

県外から搬入される産業廃棄物の不法投棄を未然に防止し、適正処理を確保するため、県警本部の協力を得て路上検査を実施した。

【関連ページ】

不法投棄110番

<http://www.pref.okayama.jp/page/434394.html>

【担当部署】

環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班